

## 静岡県交通基盤部、くらし・環境部所管公共事業再評価実施要綱

### 第1 目的

静岡県交通基盤部道路局、河川砂防局、港湾局及び都市局並びにくらし・環境部建築住宅局が所管する公共事業(静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領第2の1に規定する対象事業等を除く)(以下「交通基盤部等が所管する公共事業」という。)の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。

再評価は、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

### 第2 再評価の対象とする事業

対象とする事業は、交通基盤部等が所管する公共事業で県が施行する事業のうち、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除いた次に掲げる事業(以下「対象事業」という。)とする。

- (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業  
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする(以下同じ。)。また、「未着工の事業」とは別紙のとおりとする。
- (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業(一部供用中の事業を含む。)
- (3) 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
  - ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)
  - ② 実施計画調査費を予算化したダム事業なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とする。
- (4) 再評価実施後5年間(下水道事業については10年間)が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業  
再評価実施の必要性が生じているか否かの判断は、事業担当課が事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認した上で行うものとする。

なお、事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることが

できるものとする。

### 第3 再評価の実施時期

再評価の実施時期は以下のとおりとする。

- (1) 第2の(1)に該当する事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (2) 第2の(2)に該当する事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (3) 第2の(3)に該当する事業にあっては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
- (4) 第2の(4)に該当する事業にあっては、再評価実施時から5年間（下水道事業については10年間）経過後の年度末までに実施する。
- (5) 第2の(5)に該当する事業にあっては、再評価実施が必要と判断した年度の翌年度末までに実施する。

### 第4 再評価の実施

#### (1) 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

##### ① 事業の必要性等に関する視点

ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化

イ 事業の投資効果（費用便益比、経済的内部収益率を併記）

ウ 事業の進捗状況

##### ② 事業の進捗の見込みの視点

##### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

#### (2) 対応方針（案）決定の考え方

① (1)の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② (1)の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって(1)の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③ (1)の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

#### (3) 事業評価審査会の設置

再評価の実施に当たり、交通基盤部及びくらし・環境部にそれぞれ関係各局長等をもって構成する事業評価審査会を設置し、事業担当課が作成した再評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

## 第5 対応方針の決定

知事は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

## 第6 再評価結果等の公表

再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。

## 第7 その他

事業担当課は、本要綱に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要綱の細目を定めるものとする。

## 第8 経過措置

再評価の実施については、以下のとおり経過措置を設ける。

- (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。
- (2) 平成22年度に、第2(2)に該当する事業及び第2(2)に規定する期間を超過する事業については、平成23年度末までを目途に再評価を実施し、再評価の結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成10年10月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年 3月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年 6月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

## 別紙

## 「事業採択後5年間に経過した時点で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
砂防・地すべり対策・急斜地崩壊対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手。
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手。
港湾整備事業	工事に未着手。
公営住宅整備事業等	工事に未着手。
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業の準じて設定。
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手。
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手。